

# 平成26年度第4回 熊本県いじめ防止対策審議会

## 次 第

日 時 : 平成27年2月27日(金)  
午前10時00分～正午

会 場 : 県庁行政棟新館7階教育委員会室

### 1 開 会

高校教育課長あいさつ

### 2 審 議

諮問事項「ネット世代の子どもたちに対応したいじめの防止等の取組の在り方について」に対する答申(案)について

### 3 諸連絡

### 4 閉 会

## 平成26年度第4回熊本県いじめ防止対策審議会 出席者名簿

### 委員

	所属・役職	委員名（専門）	職能分野
1	熊本大学教育学部附属教育実践総合センターシニア教授	吉田 道雄（教育）	学識経験者
2	九州ルーテル学院大学准教授	岩永 靖（福祉）	精神保健福祉士
3	熊本大学教育学部附属教育実践総合センターシニア教授	浦野 エイミ（心理）	臨床心理士
4	高島法律事務所	高島 剛一（法律）	弁護士
5	くまもと青明病院	橋本 千穂（医療）	医師
6	熊本県民生委員児童委員協議会会長	宮本 武夫（福祉）	民生委員

※任期：H26.7.2～H28.7.1

### 教育委員会

	所属・職名		氏名	備考
1	教育政策課	課長	能登 哲也	
2	教育政策課	指導主事	西村 幸樹	
3	義務教育課	課長	浦川 健一郎	
4	義務教育課	審議員	吉田 明博	
5	義務教育課	主幹	坂本 一博	
6	義務教育課	指導主事	早田 宗生	
7	特別支援教育課	課長	栗原 和弘	
8	特別支援教育課	指導主事	西村 敬史	
9	高校教育課	課長	越猪 浩樹	
10	高校教育課	審議員	高水 真守生	
11	高校教育課	審議員	西 智博	
12	高校教育課	主幹	藤本 浩明	
13	高校教育課	指導主事	淵上 佳宏	
14	高校教育課	指導主事	宮田 晃宏	

## 平成26年度第4回熊本県いじめ防止対策審議会議事録

○日時：平成27年2月27日（金）午前10時00分～正午

○場所：県庁行政棟新館7階教育委員会室

### 諮問事項

「ネット世代の子どもたちに対応したいじめの防止等の取組の在り方について」

### 諮問事項四つの観点

- (1) 心の通じ合うコミュニケーション能力を高める教育の在り方
- (2) 情報モラルを向上させる教育の在り方
- (3) 児童生徒が、自ら気づき、考え、行動することができる教育の在り方
- (4) いじめを生まない土壌をつくるための地域や家庭との連携の在り方

### <吉田委員>

今回、川崎で発生した深刻な事態（川崎市川崎区の中学1年男子生徒が殺害された事件）のキーワードの一つが「LINE」である。人間は生きている限り、一人一人に違いがあることから、いじめ根絶は難しく、いかに予防していくかが永遠の課題であり続ける。まさに、「ネバー・エンディング・チャレンジ」でいくしかない。こうした中で、我々も来月中旬を目途に本答申を提出する。前回の審議会で出された意見を生かしたものを事務局でまとめている。今回も、一言一句に気を付けながら読んでいく形で進めたい。それでは、事務局には答申案の「はじめに」からお願いしたい。

### 【「はじめに」について】

・・・・・・・・事務局から説明・・・・・・・・

### <吉田委員>

御意見を伺いたい。御質問でもかまわない。

（委員からの質問・意見なし）

### <吉田委員>

次に2ページからの「1 心の通じ合うコミュニケーション能力を高める教育の在り方」について、事務局からお願いしたい。

### 【観点（1）心の通じ合うコミュニケーション能力を高める教育の在り方について】

・・・・・・・・事務局から説明・・・・・・・・

### <吉田委員>

御意見を伺いたい。御質問でもかまわない。

<吉田委員>

2ページの(1)の「児童生徒のコミュニケーション能力育成の必要性」の4つ目の「○」に、「好事例」という表記があるが、「良好事例」とした方がよいのではないか。私に関わっている組織でも「良好事例」と表現している。また、後述(2ページの(2)の1つ目の「○」)に「良好なコミュニケーションを～」とあるので、統一したほうがいい。3ページの(3)の2つ目の「○」に「併せて、スクールカウンセラー等を効果的に～」とあるが、学校においては、スクールソーシャルワーカーの活用にも尽力をいただいている。どこかにSSWを入れてもよいのではないか。

<吉田委員>

次に4ページ「2 情報モラルを向上させる教育の在り方」について、事務局からお願いしたい。

**【観点(2) 情報モラルを向上させる教育の在り方について】**

.....事務局から説明.....

<吉田委員>

御意見を伺いたい。御質問でもかまわない。

<浦野委員>

5ページの(3)の「家庭における情報安全教育・情報モラル教育の在り方」の1つ目と2つ目の「○」には「スマートフォン等」とあり、3つ目の「○」には「携帯電話等」とある。言葉の統一をした方がいい。

<吉田委員>

答申全体で「スマホ」あるいは「スマートフォン」のいずれかに統一していただきたい。

<吉田委員>

次に6ページ「3 児童生徒が、自ら気づき、考え、行動することができる教育の在り方」について、事務局からお願いしたい。

**【観点(3) 児童生徒が、自ら気づき、考え、行動することができる教育の在り方について】**

.....事務局から説明.....

<吉田委員>

御意見を伺いたい。御質問でもかまわない。

<岩永委員>

6ページの(1)の「道徳教育・人権教育の推進」の2つ目の「○」には「児童生徒の「いじめ」に対しては、道徳教育・人権教育の～」という記述があるが、教職員の人権意識についてあまり触れられていないのではないかと。下線を「それらを指導する教職員自身が人権意識を高め、研修等を通じた技術指導の向上が求められる。」と書き換えてはどうか。コミュニケーション能力を高めるということについては述べられているが、いじめに気付くためには、教師自身の人権意識が大事ではないかと。

<吉田委員>

7ページの(4)の「法やルールを守る心を育てる教育の在り方」の3つ目の「○」には「教職員自身が法やルールに関する知識と理解を深めた上で、道徳教育・人権教育等をはじめ～」の部分と整合性をつけてはどうか。人権教育を実施する際に、教師自身が人権に関して自ら学び、人権意識を高めることは必要だと考える。

<岩永委員>

「いじめ」を教職員が「からかい」と捉えてしまうことがある。人権意識が高まるのが気付きやすさにつながる。

<吉田委員>

極めて稀で不幸な例だが、教師の人権意識に関して教師自身が子どもを傷つける寄せ書きに加わったという現実のケースもあった。これは、法意識と言うよりも人権意識である。答申に入れる場所は検討するとして、「教師も学ぶ」という意味合いの文言を入れるといいと思う。

<吉田委員>

次に8ページ「4 いじめを生まない土壌をつくるための地域や家庭との連携の在り方」について、事務局からお願いしたい。

**【観点(4) いじめを生まない土壌をつくるための地域や家庭との連携の在り方について】**

・・・・・・・・事務局から説明・・・・・・・・

<吉田委員>

御意見を伺いたい。御質問でもかまわない。

<橋本委員>

9ページの(3)の「児童生徒の居場所づくりの促進」の2つ目の「○」に、部活動の記述を入れたのは良いと思う。ただ、「公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う」という記述があり、部活動の内容がきちんとした形で入っている。一方で、「居場所」は「居るだけでいい」「ほっとする空間」という意味合いである。ここでは「場」や「場

所」と表現した方が良いのではないか。

<吉田委員>

表題が「居場所づくり」であるため、居場所のウエイトがあってよい。前段の部活動のあるべき姿の部分が場所的に合わないのではないか。人権・道德教育等、様々な活動のところに部活動の内容が移動することも考えていいかもしれない。この点については、事務局で検討していただきたい。

<高島委員>

8ページの(1)の「PTA活動等の活性化をととした保護者の意識高揚」の3つ目の「○」には「協力が困難な状況にある家庭もある～」とあるが、なぜ「クラスや学年等で取り組んでいく」となるのか。唐突な気がする。何をどのように取り組んでいくのか。

<吉田委員>

例えば、「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を発信しているが、本当に家庭で活用されているかがわからない。クラス等でこうしたことを話題にして広めていこうという趣旨だが、「協力が困難な状況にある家庭」という条件をつけるところに違和感がある。家庭に問題があるからではなく、すべての家庭で進めるという意味合いの方が良いのではないか。

<高島委員>

「利用5か条」を出しっぱなしにしないで、取り組んでいくのであれば、その部分に書けばよい。この部分は、任せられないような家庭に代わって、クラスや学年が取り組むというように読み取れることに違和感がある。

<吉田委員>

確かに、前に条件が付いている点で検討の余地がある。

<浦野委員>

観点4では「家庭や地域との連携」を打ち出している。地域には、子ども会や町内掲示など様々な取組がある。もっと地域を生かした表現ができないか。

<吉田委員>

先ほどの9ページの(3)の3つ目の「○」には「社会奉仕活動、国際交流～」といった表記があるが、これをもう少し広げてコミュニティとの関わりを表現するような流れにしてはいかがか。

<吉田委員>

それでは最後に「おわりに」について、事務局から説明をお願いします。

【「おわりに」について】

・・・・・・・・事務局から説明・・・・・・・・

(委員からの質問・意見なし)

<高島委員>

第2段落の6行目に「対応法」とあるが、「法」とは「法律」か「方法」なのか。私は、ここでは「方法」と捉えている。

<吉田委員>

「方法：メソッド」である。

<橋本委員>

最後の段落の2行目に「努められ」とあるが、「努め」でいいのではないか。

<吉田委員>

審議会が教育委員会に勧めていることを謙って述べているので、このような表現になっている。しかし、ここでは「努め」という強い表現の方が適切かもしれない。

<吉田委員>

それでは、全体的に具体的な提言等をお願いしたい。

<宮本委員>

7ページの(4)の「法やルールを守る心を育てる教育の在り方」の1つ目の「○」には「犯罪にもなりうる」「責任が問われる」とあり、法的なことについては、3つ目の「○」に「必要に応じて、弁護士等の法律の専門家を招いて～」とある。法で禁止されていることを行えば処罰されるということであれば、警察と連携していき、発達段階に応じて教えることも必要ということではないか。

<吉田委員>

県警にこれらに対応する専門の部局もある。現に熊本市のいじめ防止対策委員会では警察からの委員も入っている。

<吉田委員>

答申を具体化、実践することがこの先の問題である。答申として10ページに集約しているからこそ一言一句きちんと踏まえて実行に移してもらいたい。

<浦野委員>

川崎の事件から考えると、家庭と地域と学校の連携ということについて、8ページの(2)の「地域の間関係を活用した児童生徒の育成」の1つ目の「○」に「子どもたちの育成に地域の間関係を活用することの重要性が提起されている」とあるが、地域の人々が、子どもが困っている状況に気付いた場合、地域の情報を学校に伝える方法やルートを示すように考えるべきではないか。

<吉田委員>

悩ましい時代である。前回も話したが、日本は観光立国を目指し、国策として外国からの観光客がどこでも繋げることができるようにWi-Fiの充実を進めている。こうした環境のなかで子どもたちは育つわけで、学校だけで「使わせない」といった教育をしても十分な効果は期待できない。教育の専門家だけでなく、社会全体でコミュニケーションネットワーク、SNSのようなものをつくるべきではないか。

<吉田委員>

個人的な思いであるが、我々の身の回りに「問題がないのが問題ではなく、問題に気付かないのが問題」である。私は「いじめは絶対になくならない」と主張している。それが「だから、いじめがあっても仕方がない」と言っているように誤解されることがある。そうではなく、人間生きている限り必ず問題は起きる。いじめはなくならないものとして、それをどう予防するための対応を「ネバー・エンディング・チャレンジ」の精神で続けていくしかない。「過ぎたるは猶及ばざるがごとし(中庸)」という孔子の言葉があるが、いじめについては「過ぎたるに如かず」と捉えるべきで、「過ぎる」くらいの対応が求められていると考える。